

中止

4月10日配布

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間、開催を中止します。

(お 知 ら せ)



相談無料！地域の空き家相談員が、
空き家等の活用方法をアドバイスします！

令和2年2月26日

京 都 市
都 市 計 画 局

担当 まち再生・創造推進室
電話 222-3503

令和2年度「不動産(空き家等)活用相談窓口」の開設について

京都市では、空き家の活用を進めるため、地域の空き家相談員に主体的に取り組んでいただいている「不動産(空き家等)活用相談窓口」を、現在市内5会場で開設しております。

この度、より一層市民の皆様にご利用いただきやすい相談窓口となるよう、令和2年4月から新たに6会場*を加え、全11会場に拡大することとしましたので、お知らせします。

※上京区役所、中京区役所、山科区役所、南区役所、伏見区深草支所、伏見区醍醐支所

1 開設日時・会場

・毎月第1火曜日 午後1時30分～午後3時（5月・11月は祝日のため休会）

【会場】上京区役所、左京区役所、中京区役所、山科区役所、深草支所、醍醐支所

・毎月第1木曜日 午後1時30分～午後3時

【会場】北区役所、下京区役所、南区役所、右京区役所、伏見区役所

※南区役所のみ、3箇月おきに年間4回の開催（4月2日、7月2日、10月1日、1月7日）。

※いずれの会場も御来場は公共交通機関を御利用ください。

2 内 容

地域の空き家相談員*が、空き家等の不動産の活用方法の相談に応じます。

*京都市の研修を受講された、不動産事業者の方々を相談員として登録しています。

3 対 象

京都市内に不動産を所有する方、管理者
(将来、相続者になる方も含みます。)

4 相談方法

先着順に相談していただけます（1組あたり30分程度）。

5 費 用

無 料

6 申込み
不 要

7 問合せ先
京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室（空き家対策担当）
（電話：075-222-3503）